

令和7年度東総広域水道企業団人事行政の運営等状況報告書

東総広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は、人事行政の運営等について、その公平性と透明性を高めることを目的に、地方公務員法第58条の2及び東総広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき実施するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(4月1日現在)

区分	R7	R8	増減
職員数	24 (0)人	25 (0)人	1 (0)
[条例定数]	[28人]	[28人]	[0人]

※ ()は、再任用短時間勤務職員外書き(定数外)

(2) 採用及び退職の状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

採用者数				
新規採用	中途採用	派遣	再任用(更新含む。)	計
1人	0人	1人	3人	5人

退職者数				
自己都合等退職	定年退職	派遣解除	再任用満了	計
2人	0人	1人	0人	3人

(3) 年齢別職員構成(令和8年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	3人	0人	3人	5人	3人	1人	3人	3人	1人	3人	25人
構成比	0.0%	0.0%	12.0%	0.0%	12.0%	20.0%	12.0%	4.0%	12.0%	12.0%	4.0%	12.0%	100.0%

※1 職員数は、一般職員及び再任用職員の人数

2 構成比については、各級ごとに小数点第2位を四捨五入

(4) 級別職員数(令和8年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務	主事技師	主事技師	主任主事 主任技師	副主査	係長 主査	主幹 課長補佐	事務局長 課長	
職員数	1人	3人	6人	4人	4人	4人	3人	25人
構成比	4.0%	12.0%	24.0%	16.0%	16.0%	16.0%	12.0%	100.0%

※1 職員数は、一般職員及び再任用職員の人数

2 構成比については、各級ごとに小数点第2位を四捨五入

2 職員の人事評価の状況(令和7年度)

評価方法	能力評価及び業績評価
評価対象者	他団体等への派遣職員、採用後6ヶ月を経過しない職員及び事務局長以外の全職員
評価期間	毎年4月1日～翌年3月31日
評価時期	毎年度3月(1回)

3 職員給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア 令和7年度決算

総費用 (A)	職員給与費 (B)	職員給与比率 (B/A)
1,663,989,751円	167,656,248円	10.1%

※ 職員給与費：一般職の職員に係る給料、手当、法定福利費(共済負担金、公務災害負担金等)

イ 令和8年度予算

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	手当(期末・勤勉手当除く。)	期末・勤勉手当	計(B)	
28人	114,419,000円	27,370,000円	48,183,000円	189,972,000円	6,784,714円

※ 職員給与費は、当初予算に計上された額で、手当には退職手当を含まない。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況(令和8年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
337,332円	369,091円	44歳0ヶ月

※ 平均給与月額：給料月額に扶養、地域、住居及び通勤手当の月額を含む。

(3) 職員の手当の状況

ア 退職手当(令和8年4月1日現在)

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 : 2~20% 退職時特別昇給 : なし	
1人当たり平均支給額 (令和7年度決算)	17,132,527円	0円

イ 期末・勤勉手当(令和7年度)

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.25 月分 (0.7 月分)	1.05 月分 (0.5 月分)	2.3 月分 (1.2 月分)

12月	1. 275 月分 (0. 725 月分)	1. 075 月分 (0. 525 月分)	2. 35 月分 (1. 25 月分)
計	2. 525 月分 (1. 425 月分)	2. 125 月分 (1. 025 月分)	4. 65 月分 (2. 45 月分)

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合

ウ 特殊勤務手当(令和7年度決算)

支給総額	210, 200円
職員1人当たり平均支給年額	21, 020円
職員全体に占める手当支給対象職員の割合	41. 7%
手当の種類	危険作業手当及び復旧出勤手当の計2種類

エ 時間外勤務手当(令和7年度決算)

支給総額	2, 019, 251円
職員1人当たり平均支給年額	126, 203円

オ その他の手当(令和7年度決算)

手当名	支給内容	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	・ 管理又は監督の地位にある職員 事務局長 月額75, 200円 課長 月額57, 500円 主幹 月額50, 900円 課長補佐 月額41, 600円	3, 289, 200円	548, 200円
扶養手当	・ 配偶者 3, 000円 ・ 配偶者以外の親族 子 11, 500円 子以外 6, 500円 16～22歳の子1人につき加算する額 5, 000円	2, 217, 800円	221, 780円
地域手当	・ 民間の賃金水準等を考慮し、職員に支給。 給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計×0. 02	1, 923, 904円	80, 163円
住居手当	・ 借家居住者(家賃が16, 000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28, 000円を限度に支給	576, 000円	288, 000円
通勤手当	・ 交通機関利用者 定期券は、6ヶ月定期等最も経済的なもの ・ 交通用具利用者 使用距離に応じて2, 000円～67, 200円を支給	2, 676, 070円	111, 503円
休日勤務手当	・ 祝日法による休日及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 時間単価3. 5割増×時間数	100, 576円	16, 763円
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時間として午後10時～翌日の5時までの間に勤務した職員に支給 時間単価0. 25×時間数	0円	0円

管理職特別勤務手当	・管理職手当支給対象職員が災害等臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合に支給 職務の級及び勤務状況により1回当たり3,000円～10,500円を支給	0円	0円
-----------	--	----	----

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
普通勤務、交替勤務の日勤	1日当たり7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
交替勤務の夜勤	1勤務当たり14時間	17時00分	8時30分	1時間30分

(2) 休暇制度

ア 有給休暇

種別	内容	日数等
年次休暇	1年につき最高20日付与される休暇(20日を限度として翌年度に繰り越すことが可能)	1年度につき20日
療養休暇	傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	公務又は通勤上の傷病 : その療養に必要と認める期間 結核性疾患 : 1年を超えない範囲 私傷病 : 90日を超えない範囲
特別休暇	結婚、出産、忌引など特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇	その都度必要と認める期間

イ 無給休暇

種別	内容	日数等
介護休暇	配偶者、父母、子等が、負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障がある場合に、これらの者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	3回を超えず、かつ、通算して3年を超えない範囲で指定する期間(2週間以上)
介護時間	配偶者、父母、子等が、負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障がある場合に、これらの者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	連続する3年の期間内で、1日につき2時間を超えない範囲

ウ 取得状況(令和7年度)

区分	職員1人当たり平均取得日数	取得率
年次休暇	14.9日	74.6%
療養休暇	90.0日	— %
特別休暇	8.8日	— %
介護休暇	0日	— %

5 職員の休業の状況

(1) 休業制度

種別	内容	日数等
育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業	子が3歳に達するまでの連続した期間
部分休業	小学校就学前の子を養育する職員に認められる休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日につき2時間を超えない範囲、又は1年につき77時間30分を超えない範囲

(2) 取得状況(令和7年度)

区分	男性職員	女性職員
育児休業	0人	0人
部分休業	0人	1人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分(令和7年度)

分限処分とは、地方公務員法第27条に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職又は降給の不利益処分を行うことです。

降任	免職	休職	降給	計
0人	0人	2人	0人	2人

(2) 懲戒処分(令和7年度)

懲戒処分とは、地方公務員法第29条に基づき、公務員としてふさわしくない非違行為を行った職員の道義的責任を追及することで服務規律の維持を図るために、戒告、減給、停職又は免職の不利益処分を行うことです。

令和7年度中に懲戒処分はありませんでした。

7 職員の服務の状況

(1) 地方公務員法の規定による職務上の義務に対する違反の状況(令和7年度)

職務上の義務	違反者数
法令等および上司の職務上の命令に従う義務	0人
信用失墜行為の禁止	0人
秘密を守る義務	0人
職務に専念する義務	0人
政治的行為等の制限	0人
争議行為等の禁止	0人
営利企業等の従事制限	0人

(2) 営利企業等の従事許可の状況(令和7年度)

区分	申請件数	許可件数
地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事許可申請	0件	0件

8 職員の研修の状況

職員の実務能力向上等のため、千葉県自治研修センター、東総地区広域市町村圏事務組合、公益社団法人日本水道協会等外部機関が実施する研修に参加しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、健康保険や年金業務を行う千葉縣市町村職員共済組合に加入しています。また、職員の互助組織として、組合員(職員)の掛金で運営する東総広域水道企業団職員厚生組合を組織して福利厚生事業を実施しています。

【東総広域水道企業団職員厚生組合の事業概要(令和7年度)】

共済給付事業	新築祝金、傷病見舞金、永年勤続者祝金、餞別金など
福利厚生事業	保健及びレクリエーションに関する事業など
運営費	職員掛金(月額約1,010円/人、企業団公費負担：なし)

(2) 公務災害補償制度(令和7年度)

地方公務員災害補償法によって設置された法人である地方公務員災害補償基金が、職員が公務災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤災害を受けた場合に、被災した職員の所属する地方公共団体に代わって災害によって生じた損害を補償し及び必要な福祉事業を実施しています。

公務災害	通勤災害	計
0件	0件	0件

(3) 労働安全衛生

ア 一般健康診断(生活習慣病予防検査含む。)

(ア) 検査内容	診察、血圧測定、尿化学検査、血液生化学検査、血液学的検査、胸部X線撮影、心電図検査、聴力検査、視力検査、身長・体重測定、胃部X線間接撮影、便潜血反応検査、眼底検査
(イ) 対象者	全員(胃部X線検査及び便潜血反応検査は希望者)

イ 特殊健康診断

(ア) 検査内容	有機溶剤 : トルエン、ノルマルヘキサン 特定化学物質 : クロム酸、1・4-ジオキサン
(イ) 対象者	5人(水質検査職員)